

公的保育の拡充を目指して - 子ども誰でも通園制度とその課題 -

弁護士 白根心平

厚生労働省が2024年11月5日に公表した人口動態統計(概数)によると、2024年上半年(1~6月)に生まれた赤ちゃんの数は、前年同期比6.3%減の32万9998人で(外国人は含まない)、1年間の出生数が初めて70万人を割る公算が大きくなつたようです。政府は、2030年までが少子化傾向を反転させるラストチャンスとしこども未来戦略「加速化プラン」に3年間で3.6兆円を充てるとしています。しかし、「子ども・子育て支援金」の財源は医療保険料に上乗せして徴収するとしており、「実質的な負担はない」という政府の説明は疑問です。



また、2026年度から全国での実施を目指され、埼玉県内では既に試行的事業が行田市、鴻巣市、さいたま市で行われている「子ども誰でも通園制度」も必要な保育従事者のうち保育士は半分でよいとされています。孤立する子育ての不安に応え、全ての子どもの育ちを応援するという理念は重要ですが、乳幼児を事前の面談無しに保育士資格のない人が見ることが可能な仕組みとなっています。昨年改善がなされた4、5歳児の配置基準(保育士一人につき何人の子どもを保育できるかという基準)も76年ぶりのことでした。この改善によつても、4、5歳児は保育士一人当たり25人、3歳児は保育士一人当たり15人と依然として十分なものではありません。

全ての子どもを通園させるというのであれば、親がどれだけ働いているかによって対象を限定する「保育の必要性」の要件の見直しや保育士の処遇と配置基準の改善など、公的保育の拡充こそが求められているはずです。



業務案内

業務時間

祝日を除く月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

相談の予約

午前9時～午後5時の間に 048-527-6200 へお電話ください。

法テラスによる法律扶助

当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、費用を立て替える制度(法テラスによる法律扶助制度)の利用も可能です。

新年の通常業務は1月6日(月)から行います。

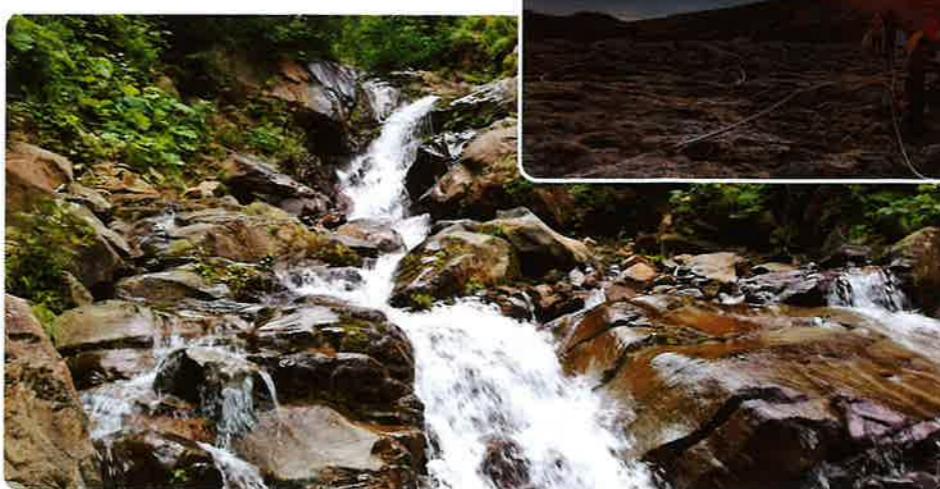
けやき総合法律事務所 ニュース

弁護士法人けやき総合法律事務所
〒360-0036
埼玉県熊谷市桜木町一丁目1番1号
秩父鉄道熊谷ビル4階
TEL 048-527-6200
FAX 048-527-6210
E-mail keyaki-lo@mue.biglobe.ne.jp
http://www.keyakisougou-law.jp

新年 明けまして おめでとうございます

弁護士法人 けやき総合法律事務所
所長 弁護士 南雲芳夫
同 白石加代子
同 白根心平
ほか事務局一同

写真①



写真②



写真③

日本の山・三態

日本の山は、季節によってまったく別の顔を見せる。

- ① は2月中旬に登った磐梯山の東面。猪苗代スキー場から赤埴山を越え、沼の平から稜線に乗り上げて山頂へ。雪の状態がいま一つでスキー滑降には苦労した。
- ② は8月初めの日高山脈・チロロ岳。登路は沢を詰めるが適度な水量で楽しい沢登りとなる。稜線に出てからは濃い這松をかき分けて山頂に達した。
- ③ は10月中旬・木曽駒ヶ岳の山頂テント場。日の出の一瞬、太陽がみどり色に輝くグリーンフラッシュが見えた。初体験！「空が澄み、風が弱く、太陽の周囲に雲がないことが条件」の珍しい現象のこと。

福島原発事故をめぐる訴訟・帰還困難区域の検証が実施される

弁護士 南雲芳夫

福島原発事故から13年余を経たが、「生業を返せ、地域を返せ！」福島訴訟(第2陣)は、約1800名の原告で、東京電力と国を被告として闘わ
れている。昨年5月には、原発が立地していた大熊町の帰還困難区域など
で、裁判官が被害現地を見る(事実上の)検証が行われた。(写真上)

3.11の事故当日の夜、原発に近い地域の住民は一時的に公民館に集ま
り炊き出しをしていたが、原発事故で即時の避難を求められた。公民館
の前には、その際に放置された車両が13年の歳月を経ても、ナンバープ
レートもそのままの状態で残っていた。(写真下)



第1陣訴訟の最高裁判決は不当にも国の責任を否定したが、他方で被
害住民に対する賠償が不十分であるとの高裁判決を確定させた。これを
踏まえ原子力損害賠償紛争審査会は追加賠償の指針を取りまとめた。東
京電力による追加賠償は、対象者が約148万人、総額約3900億円とな
った。水準は十分とは言えないものの、不十分な賠償が是正されたことは
集団訴訟の成果といえる。

福島原発事故をめぐっては、アルプス処理汚染水の海洋放出問題、核
燃料デブリの取り出しなど廃炉の目途が立っていないこと、など課題は
大きい。また、原発政策を巡っても、核燃料サイクル構想が破綻し使用
済み核燃料の最終処分の目途が立たない中で、原発を最大限活用する方針が復活した。まるで「後は野
となれ山となれ」というように。

生業訴訟の原告団は、「原発事故は国の責任」というスローガンを掲げ、原発政策の誤りを正すこと
を目標として意気高く闘っており、2陣訴訟は、今年中には結審を迎える見込みである。



建設アスベスト訴訟 メーカー責任に裁判所の和解勧告!!

弁護士 白石加代子

建設アスベスト訴訟は、建設作業に従事した結果、アスベストに関連する病気に罹ってしまった被害者やその遺族が、国やアスベスト建材メーカーに被害救済を求めて提訴した裁判です。

2008(平成20)年5月に東京地方裁判所への提訴に始まり、全国各地で次々と提訴され、私たち埼玉ア
スベスト弁護団は、この裁判を当初より担ってきました。

2012(平成24)年5月の横浜地裁判決では国・建材メーカーの責任がいずれも否定されたものの、その
後の裁判では全ての判決で国の責任が認められました。また、建材メーカーの責任についても、8つの
判決において認められました。2021(令和3)年5月には、建設アスベスト神奈川・東京等の第1陣訴訟に
ついて、最高裁は国と一部メーカーの責任を認める判決を言い渡しました。

この最高裁の判決を受けて、同年6月9日、建設アスベストの被害者や遺族の方が一定の要件の下に給
付金が支給される補償基金制度が創設され、国が責任を負う部分(損害の2分の1)については、裁判を提
起しなくても救済されることが実現されました。これにより、これまで7000名を超える被害者の救済が
実現しています。

東京第1陣訴訟の建材メーカー責任については詳細をつめる事実審理のため、東京高裁に差し戻され、
その後、東京高裁の裁判は2023(令和5)年10月に結審しました。

2024(令和6)年12月26日に和解期日が開かれることとなり、裁判所は、予定される判決内容を踏まえ
つつ、建材メーカーの責任を前提として、原告ごとに具体的な和解案を提示することに向けて動き出
ました。

埼玉アスベスト弁護団としては、全てのアスベスト被害救済のため最後まで責任追及をする所存です。

令和6年4月1日より相続登記が義務化されました！

弁護士 白石加代子

法律が改正され、2024(令和6)年4月1日から不動産の相続登
記の申請が義務化されました。

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなったときに、不動産の
名義を相続人に変更する手続きです。これまで相続登記は任意で
したが、登記簿を見ても、実際の所有者が不明である土地が全国
で増加し、公共事業等に支障をきたしたり、空き家問題も生じた
こと等から、相続登記が義務化されることとなりました。

そのため、相続人は、不動産(土地、建物)を相続で取得したことを知った日から3年内に相続登記
の申請をする必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合は10万円以下の過料(行政上のペナルティ)の適用対象
となります。

ただし、早期の遺産分割が難しい場合等は、法改正に伴い新設された「相続人申告登記」の申し出を
法務局に行うことでも、義務を果たすことも可能です。相続人申告登記は、添付書類が少なく比較的簡易
な手続きになりますが、その後に遺産分割が成立した場合には、遺産分割成立日から3年内にその内
容を踏まえた相続登記の申請を行うことに注意が必要です。

また今回の法改正では、2024(令和6)年4月1日以前に発生した過去の相続分も義務化の対象となり
ます。2027(令和9)年3月末までに相続登記を申請する義務が生じますので、お早めに遺産分割の協議
や登記の申請を行いましょう。ご心配な方は弁護士にご相談ください。

高齢者雇用安定法の改定-継続雇用をめぐる法律-

弁護士 白根心平

高齢者雇用安定法は、シニア世代の雇用を促進する諸政
策を定めています。

かつて、日本の企業では55歳定年が一般的で、法令によれば55歳以上は「高齢者」とされています。60歳定年制が普及するにつれて、高齢者雇用安定法は改正をされてきました。現在は、事業主が定年年齢の引上げ、継続雇用制度の導入、定年制の廃止のいずれかの措置をとることがシニア世代にかかる雇用継続の柱となっています。継続雇用制度については、これまで経過措置として、適式な手続きを経たうえで継続雇用の対象者を選別することが認められていました。この経過措置が2025(令和7)年3月31日をもって終了します。経過措置に基づく限定した継続雇用制度を利用している事業主も2025年4月1日以降は、雇用確保措置として定年制の廃止、65歳までの定年の引上げ、希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入のいずれかを講じる必要があります。

ところで、高齢者の雇用をめぐる裁判としては、定年後の継続雇用拒否、継続雇用後の雇止めなどが典型です。多くの場合、定年後の継続雇用拒絶事由に該当するか否か(懲戒事由・解雇事由等の有無)や有期労働契約の更新等に関する条項を適用できるか否かという点が争いとなります。継続雇用が認められるか否かの判断や継続雇用後の労働条件については、専門的な判断を必要することが少なくありません。また、継続雇用の課題が事業主と労働者との間で生じる背景には未払残業代を中心とした問題も散見されるところです。

早めに対応することで適切な解決ができる事例も多くありますので、お気軽にお問い合わせください。

